

後期高齢者医療制度の

被保険者証(保険証)が切り替えに!

8月1日からご使用いただく後期高齢者医療保険の新しい被保険者証(オレンジ色)は、7月末日までに一人一人に郵送(書留)されますので、被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。

なお、有効期限を過ぎた被保険者証は住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。

※8月になっても被保険者証が届かない方や記載内容に誤りがある方は、住民課国保年金班へご連絡ください。



▶オレンジ色

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

◎手続きに必要なもの

- ・本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・印かん

限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低くなったり、入院時の食事や生活に要する費用が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

☆低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

☆認定証は申請日の月の初日から有効です。

◎手続きに必要なもの

- ・被保険者証
- ・印かん

※低所得者Ⅰ

世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

※低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)

☎ 住民課国保年金班
(84)1214



日曜日に役場窓口で証明書を発行します

町民サービスセンター(サビア横芝店内)の業務終了に伴い、毎週日曜日に役場窓口で証明書の発行を行っています。

- と き 毎週日曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※12月29日～1月3日を除く。
- と ころ 住民課内
- 取扱証明書
- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・軽自動車用住所証明書
 - ・所得証明書
 - ・課税証明書
 - ・非課税証明書
 - ・評価証明書
 - ・公課証明書
 - ・納税証明書(軽自動車車検用納税証明書を含む)

※戸籍に関する証明書の発行は取扱いできません。

- 必要なもの
- ・印かん
 - ・運転免許証等本人確認できるもの
 - ・印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証
- ※本人以外の方が請求(申請)する場合は、委任状が必要となる場合があります。

☎ 住民課住民班 84-1214 税務課課税班 84-1212